

高槻市景観計画(素案)

平成 21 年3月(策定)

平成 23 年3月(改定予定)

高 槻 市

< 目 次 >

第 1 章 景観計画の区域 -----	1
1 景観計画の区域	
2 景観重点地区	
(1) J R高槻駅北東地区	
第 2 章 良好な景観の形成に関する方針 -----	2
1 市全域における良好な景観の形成に関する方針	
(1) 景観形成の目標	
(2) 景観類型別の景観形成の方針	
2 景観重点地区における良好な景観の形成に関する方針	
(1) J R高槻駅北東地区	
第 3 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 -----	9
1 市全域における行為の制限（景観重点地区を除く）	
(1) 届出対象行為	
(2) 景観形成基準	
2 景観重点地区における行為の制限	
(1) J R高槻駅北東地区	
第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 -----	17
1 景観重要建造物	
2 景観重要樹木	
第 5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為 の制限に関する事項 -----	18
1 市全域	
2 景観重点地区	
(1) J R高槻駅北東地区	
第 6 章 景観重要公共施設等の整備に関する事項 -----	19
1 景観重要公共施設等の基本的な考え方	
2 景観重点地区	
(1) J R高槻駅北東地区	
第 7 章 その他良好な景観形成に関する事項 -----	24
1 景観重点地区	
(1) J R高槻駅北東地区	

第1章 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

1 景観計画の区域

高槻市全域 (105.31km²) を景観計画の区域とします。

2 景観重点地区

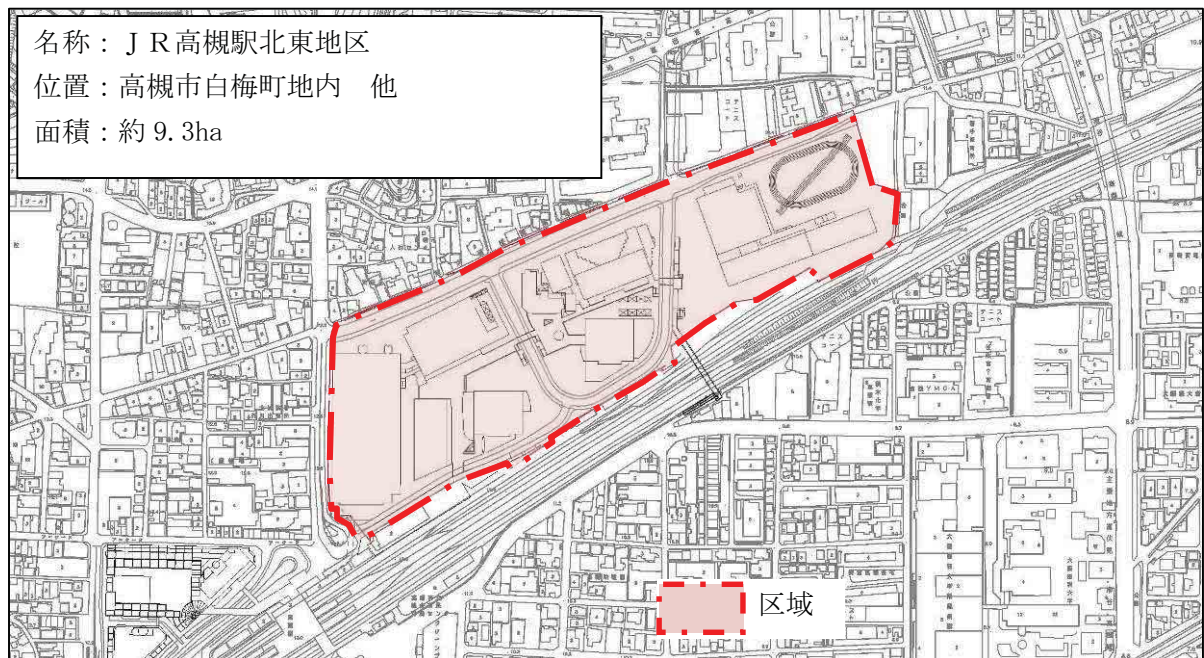
景観計画の区域のうち、地域の特徴を活かした景観の形成を重点的に図る必要がある地区を、景観重点地区に指定します。

〈景観重点地区への指定が考えられる地区〉

- 自然的資源に恵まれた良好な景観が形成されている地区
- 伝統的な建築物等により歴史的な趣ある景観が形成されている地区
- 新たな景観が創出されていく地区
- 市民に愛され親しまれている地区
- その他、良好な景観を形成する必要がある地区

(1) JR高槻駅北東地区

JR高槻駅北東土地区画整理事業の区域を、「新たな景観が創出されていく地区」として、景観重点地区に指定します。名称、位置、面積及び区域は下図のとおりとします。



第2章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

1 市全域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の目標

ア 高槻への誇りと愛着の育成

都市として成熟期を迎えている高槻市では、これまでの拡大志向や効率性を追求する地域づくりから、住まい、働く人の満足度やこころの充実を目指した地域づくりへと、質的な転換を図っていくことが求められます。

そのため、地域活力の再生、ひいては景観づくりの取り組みを地域ぐるみの活動へと広げ、良好な景観形成をきっかけとしたまちづくり活動を通じて、住みたい、住み続けたい、訪れたいまちとしての魅力を高め、高槻への誇りと愛着を育成していきます。

イ 身近に感じることができる自然環境の保全

北摂山系の山並み、農村集落や里山、淀川や芥川等の水辺の織り成す自然空間は、生活の中で身近に感じることができる安らぎと癒しの空間として、特に多くの市民に親しまれています。これらの自然環境が生み出す自然的景観は、高槻市の景観の骨格を形作る基本的な要素の一つでもあり、高槻らしさをイメージするうえでも極めて重要な要素となっています。

また、水源かん養をはじめ地球温暖化防止等様々な機能を持つ森林、治水・利水とともに市民の散策空間・水辺空間等様々な機能をもつ河川、都市近郊農業や身近な食育の場としての農地を保全していくことは、自然的景観の保全のみならず、環境との共生を図っていくうえでも重要な意味をもっています。

こうしたことから、市街地から眺望できる北摂山系の山並みや緑あふれる農地、市民が気軽に親しむことのできる水辺空間等、身近に感じることができる自然環境の保全を図っていきます。

ウ 人々の営みに支えられた歴史・文化の継承

高槻市には、各時代にわたる歴史的な価値のある多様な資源や、地域の文化を伝える資源が豊富に存在し、市民の体験や記憶と結びついた心の原風景となっています。特に、富田地域や西国街道沿い等歴史の面影を残すまちなみをはじめ、古墳や遺跡が存在する地域に対しては、市民の愛着も高くなっています。

このような地域の景観は、現在に至る時の経過の中で人々の営みが受け継がれ、伝えられてきたものです。地域の歴史にこだわることは、地域の独自性を大切にし、地域らしい景観を継承していくうえでも非常に重要なことです。

そのため、それぞれの地域の成り立ちを理解するとともに、人々の営みに支えられた歴史的・文化的遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら次世代に継承していきます。

エ 質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出

高槻市は、人口減少期を迎えつつあり、将来にわたって活力を持続していくためには、多面的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

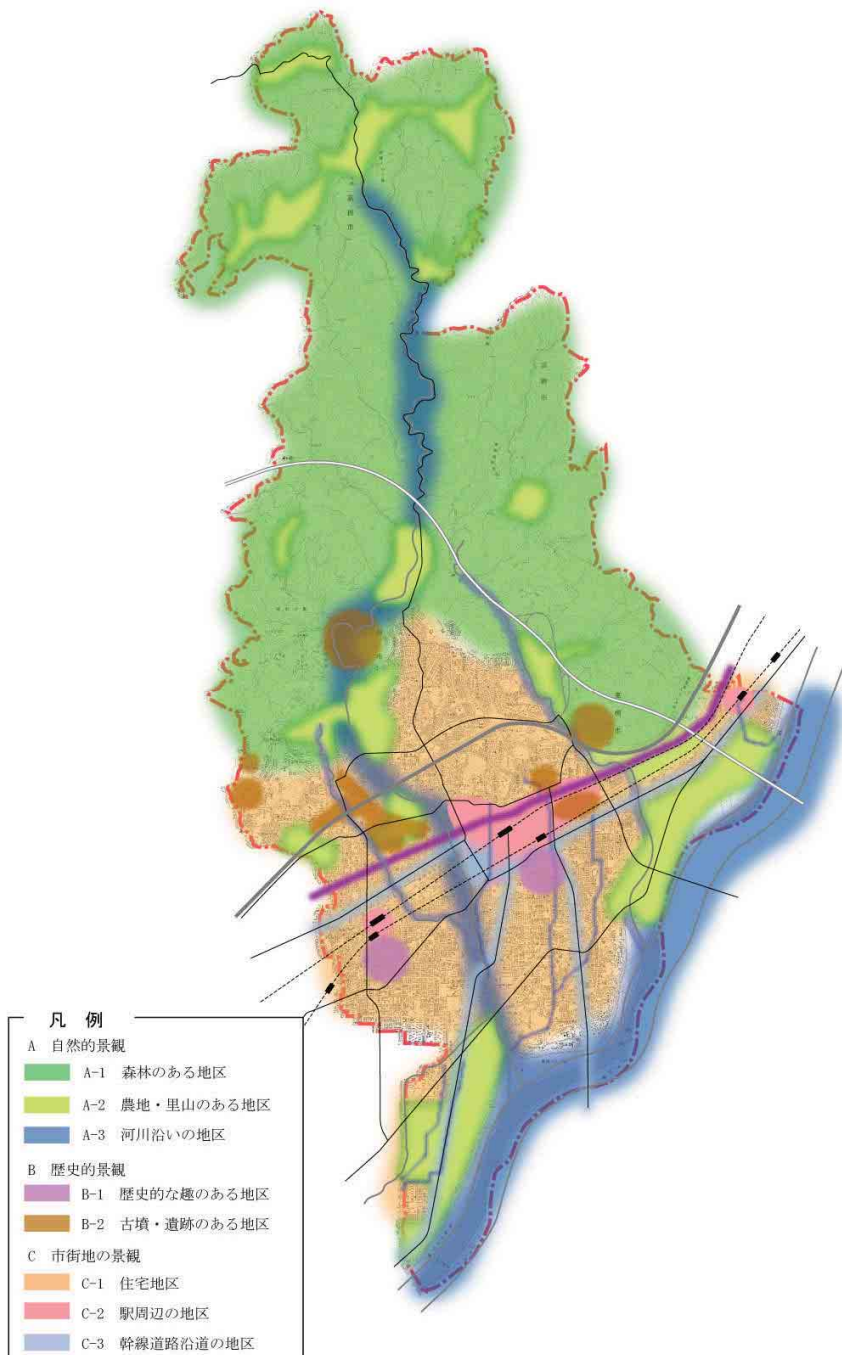
高槻市は、北部の丘陵地等におけるゆとりと潤いのある住宅地や、南部における都市的利便性の高い住宅地等、住宅都市として多くの魅力を備えています。また、中心市街地の商業集積とともに、先端技術の研究所や大学の立地等複合的な都市機能が集積し、京阪間における拠点都市としての存在感を有しています。

そのため、地域ごとの特徴を活かしたまちづくりを進めることによって、人々が暮らし、活動し続けたいと感じる良好な都市としての価値を高めるとともに、市街地での景観を魅力あるものとする事で、質の高い生活空間と活気や賑わいあふれる多様な交流のある街の創出を図っていきます。

(2) 景観類型別の景観形成の方針

高槻市の景観は、地形的特徴や歴史的経緯等から、「自然的景観」、「歴史的景観」、「市街地の景観」の3つを軸とした景観類型に分類されます。

以下、景観類型別の景観形成の方針について示します。



景観市の景観類型

ア 自然的景観

(ア) 森林のある地区

- a 市街地の背景となる山並みの景観保全
 - (a) 建築物や屋外広告物等について、丘陵部や斜面地形との調和を図ることで山なみの景観を保全します。
- b 森林の健全な保全・育成
 - (a) 山並みの景観を著しく損なうような伐採を避け、周辺との調和に配慮します。
 - (b) 良好な山並み景観を創出する森林を、農林業施策との連携によって、保全・育成します。

(イ) 農地・里山のある地区

- a 農地・里山と調和した建築物や屋外広告物への誘導
 - (a) 建築物や屋外広告物等について、農地・里山と調和を図ることで、落ち着いたある田園景観を保全します。
- b 田園景観と調和した古民家等の保全
 - (a) 農地・里山と調和した田園景観の重要な景観要素である古民家等を保全します。
- c まとまりのある農地の保全・活用
 - (a) 継続的な農業による生産活動や農地の維持・継承によって、農地景観を保全します。
 - (b) 良好な景観を創出する農地を、農林業施策との連携によって、保全・活用します。

(ウ) 河川沿いの地区

- a 広がりのある眺望を有する河川景観の保全
 - (a) 建築物や屋外広告物等について、開放感のある河川空間に配慮することで、広がりのある眺望を有する河川景観を保全します。
- b 親水性に配慮した市民が親しみやすい河川空間の形成
 - (a) 親水性に配慮した多自然型の護岸整備や散策路、並木道等の整備によって、市民が親しみやすい河川空間を形成します。

イ 歴史的景観

(ア) 歴史的な趣のある地区

- a 歴史的建造物の適正な維持・保全
 - (a) 歴史的まちなみや旧街道沿いに残る歴史的な趣を感じる事ができる建造物を保全します。
- b 歴史的建造物と周辺のまちなみの一体感の形成
 - (a) 建造物の外観を整える等のルールづくりにより、歴史的な風情を伝えるまちなみの一体感を保全します。
 - (b) 屋外広告物やサイン等の統一感を図ることで、地域の個性を生かしたまちなみを形成します。

(イ) 古墳・遺跡のある地区

- a 古墳や遺跡の価値を高めるような周辺環境の整備
 - (a) 主要な古墳・遺跡そのものの価値を高めるよう、文化財保護施策や観光振興施策との連携によって、周辺環境との一体的な整備を行います。
- b 古墳や遺跡のもつ緑の空間の保全
 - (a) 緑の空間は、景観重要樹木や樹林保護地区、保護樹木の指定等で景観資源として位置づけ、古墳や遺跡と共に保全します。

ウ 市街地の景観

(ア) 住宅地区

- a 敷地内やまちかどの緑を充実
 - (a) 敷地内の空地や修景スペースを確保し、敷地内への緑化誘導によって、敷地内やまちかどの緑を充実します。
- b 街区における統一感のある居住空間の形成
 - (a) 周辺のまちなみに配慮した建築物とし、地域の統一感の確保を目指します。
 - (b) 壁面・垣・柵等の設置に対するルールづくりによって、隣近所との連続性に配慮したまとまりのある居住空間の形成を目指します。

(イ) 駅周辺の地区

- a 駅前広場やメインストリートの都市空間としての質の向上
 - (a) 憩いの空間や人が集う空間として利用されることを意識し、緑化等による潤いのある空間を形成します。
 - (b) 街の玄関口としての良好なイメージを形成するため、屋外広告物やサイン等について統一感や質の向上に努めていきます。
- b 快適性や賑わいを感じることでできる歩行者空間の形成
 - (a) 建築物の前面スペースの公開等により快適な歩行者空間を形成します。
 - (b) 建築物の低層部に商業施設を誘導する等により、賑わいのある歩行者空間を形成します。

(ウ) 幹線道路沿道の地区

- a 道路空間の緑の創出による連続性の確保
 - (a) 街路樹の整備や沿道民有地の緑化誘導によって、道路空間の緑の連続性を確保します。また、山並みが眺望できる場所では、山並みと市街地の連続性を意識した緑の創出を図ります。
 - (b) 街路樹の整備とあわせて、周辺住民との協働による管理の仕組みづくりを検討します。
- b 沿道からみる山並みの眺望空間の確保
 - (a) 建築物や屋外広告物について沿道からの見通しに配慮することで、山並みの眺望空間を確保します。

2 景観重点地区における良好な景観の形成に関する方針

(1) JR高槻駅北東地区

ア 景観形成の目標

『豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の玄関口にふさわしい、
持続可能な都市景観の形成』

本地区では、地区のまちづくりの視点となる「緑豊かな都市環境の創出と、安全・安心・快適なまちづくり」、「民間事業者が自ら施設ガイドラインを策定し、高質で統一感のあるまちづくり」、「民間主体による持続可能な維持管理を志向」による都市空間の形成と、高槻市景観基本計画で示す景観形成の目標や方針を踏まえ、『豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の玄関口にふさわしい、持続可能な都市景観の形成』を景観形成の目標とします。

イ 景観形成の方針

本地区では、3つのエリア毎の特徴を活かしつつ、5つの景観軸と2種類の小広場により特徴のある空間を形成していることから、これらの景観形成の方針を以下の通り定めます。

(ア) 3つのエリアの特徴を活かした個性と調和のある空間形成

エリア名	景観形成の方針
Aエリア	賑わいと交流のいきいきゾーンとして、商業・居住機能を中心に様々な人々の交流を図ることができる賑わい空間を形成する。
Bエリア	世代をつなぐ暮らしと交流ゾーンとして、商業・居住・福祉機能を中心に、多様なコミュニケーションとくつろぎ空間を形成する。
Cエリア	教育・文化・交流のゾーンとして、教育・交流機能を中心に、安全・安心かつ快適で緑豊かな学び空間を形成する。

(イ) 5つの景観軸にふさわしい変化と統一感のある空間形成

軸名称	景観形成の方針
いにしえ軸	広々とした空間と緑豊かな環境を活かし、西国街道の歴史・文化を継承した風格のある空間を形成する。
出合い軸	駅アクセスのメインストリートと上宮天満宮・北摂山系の豊かな緑を活かし、賑わい・活気の中にも安らぎのある空間を形成する。
まなびの軸	広々とした公園と重厚感のある施設建築などを活かし、安全・安心・快適で落ち着いた空間を形成する。
緑のふれあい軸	公園・緑地や民地内の緑地空間を活かし、四季折々の緑とのふれあう空間を形成する。
賑わい軸	歩行者が安全・安心・快適に3つのエリアを回遊できる動線を活かし、賑わいと交流が生まれる空間を形成する。

(ウ) 2種類の小広場により、人の集いを地区内各所で育む空間形成

名称	景観形成の方針
プラザ	3つのエリアを空間的に連結すると共に、人々の自然な交流をうながすエントランス空間を形成する。
デッキ広場	安全・安心な歩行者デッキに、通行機能に加えて人々のにぎわいや安らぎを促す交流空間を形成する。

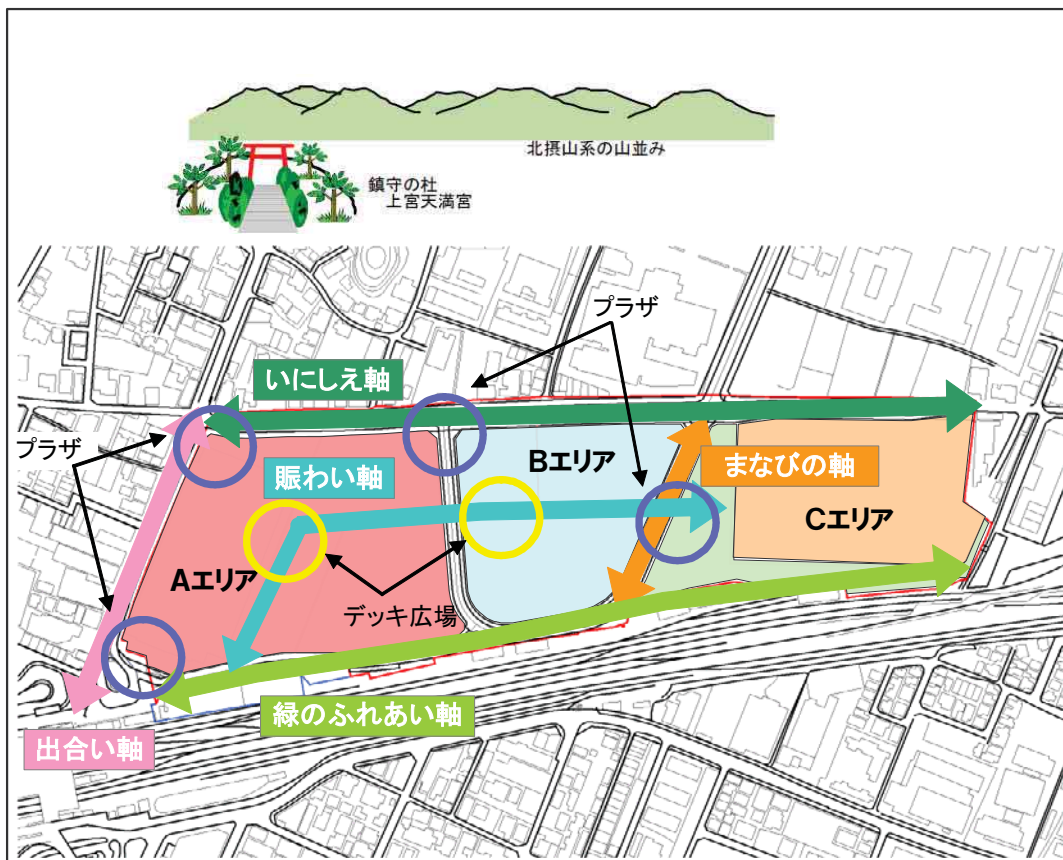


図 エリア、景観軸、小広場の位置

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

1 市全域における行為の制限（景観重点地区を除く）

(1) 届出対象行為

景観計画の区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出対象行為		規模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの ※建築物の増築、改築若しくは移転については当該変更部分が高さ15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2を超えるもの）
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は築造面積2,000㎡を超えるもの ※工作物の増築、改築若しくは移転については当該変更部分が高さ10mを超えるもの又は築造面積が2,000㎡を超えるもの（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2を超えるもの）
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積1,000㎡以上
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000㎡以上
	木竹の植栽又は伐採	面積1haを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積1,000㎡以上

※ 都市計画法第4条第12項 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為

(2) 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項 目		景観形成基準	
建築物・工作物	敷地内のデザイン	空地の配置	a まとまりのある空道を道路側に確保し、ゆとりある歩行者空間と修景スペースを確保する。
		緑化	b 地域と建築物の景観に見合った適切な樹木や草木を植栽する。 c 道路に面する敷地は、緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。
		舗装・屋外設置物	d 公共用地界を明確化した上で、歩道との連続性を考慮し、舗装仕上げや屋外設置物の配置に配慮する。
		1・2階の形態	e 前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。
	建築物・工作物のデザイン	かたち	a 周辺地域と調和した高さ、形態、屋根とする。
		外壁(外観)	b 周辺地域や建築物と調和した外壁デザインとする。 c 面積の大きな壁面等は、適切な分節等により、単調なものとならないよう配慮する。 d 外壁の材質は、周辺地域と調和したものとし、汚れが目立たず、色あせない材料を使用する。
		設備・屋外階段	e 主要道路から、見えなくするか、目立たないよう工夫する。 f 建築物や工作物と調和したデザインとし、緑化や色調をあわせることで目立たないよう配慮する。
		色彩	g 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとし、ない。 h 別表1の色彩基準を遵守する。
開発行為		a 現況の地形を可能な限りいかし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		a 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。	
木竹の植栽又は伐採		a 大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		a 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 b 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 c 道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。	

(別表 1)

<色彩基準>

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準(外壁基本色)

R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度 6 以下

Y(黄)系の色相の場合、彩度 4 以下

その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

※外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合

(サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

※外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

(アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。)

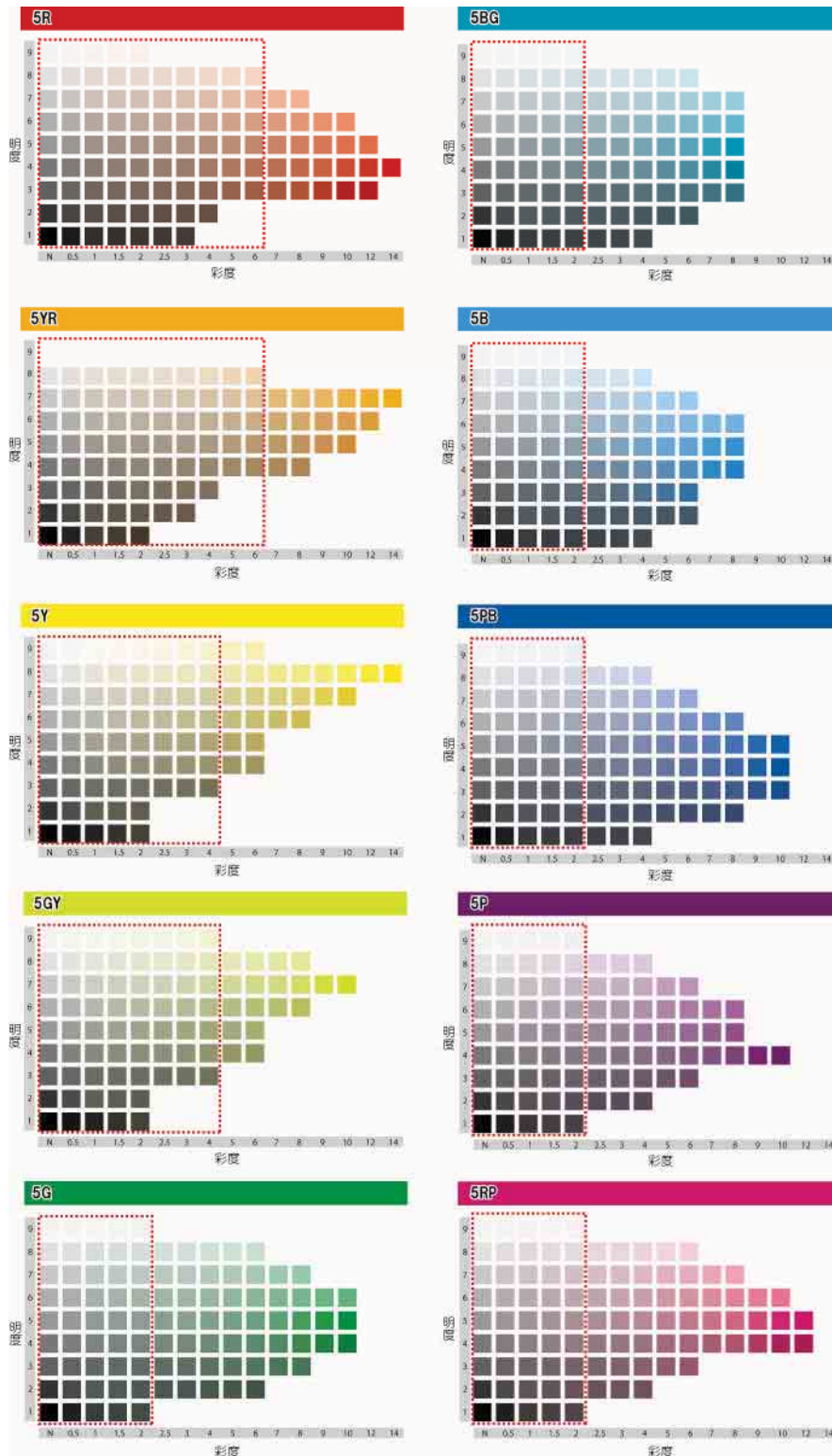
※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

(別表 1 参考図) 色彩基準

以下のマンセル表色系に示す各色相の赤枠内が外壁基本色の色彩の範囲となります。

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。



2 景観重点地区における行為の制限

(1) JR高槻駅北東地区

ア 届出対象行為

本地区内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為（特定届出対象行為）は、景観法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出対象行為		規 模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法上の建築確認申請が必要となるもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（Aエリアの公開デッキと同一階に位置する店舗を除く。）	当該変更に係る部分の面積が、外壁各面の面積の1/2を超えるもの
	Aエリアの公開デッキと同一階に位置する店舗等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積が、公開デッキと同一階の建築物の見付面積の1/2を超えるもの
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新築、増築、改築若しくは移転	建築基準法上の建築確認申請が必要となるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積が1/2超を超えるもの
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	面積1,000㎡以上
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000㎡以上
	木竹の植栽又は伐採	面積1haを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積1,000㎡以上

※ 都市計画法第4条第12項：「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為

イ 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項 目		景観形成基準	
建築物・工作物	敷地内のデザイン	空地の配置	a まとまりのある空道を道路側に確保し、安全・安心かつ快適でゆとりある歩行者空間に、変化の中にも連続性を持った景観を確保する。 b 歩道状空地については、「第6章 景観重要公共施設等の整備に関する事項」の「整備の考え方」及び「整備内容及び良質な空間の演出方法」に適合するものとする。
		緑化	c 周辺との調和に配慮し、適切な配置と種類の緑化を図る。 d まち全体が緑につつまれるような連続性と統一感のある緑の景観を創出する。 e 建築物の周辺には、緩衝空間としての植栽帯などを設けるよう配慮する。
		舗装・屋外設置物	f 歩道との連続性と周辺との調和に配慮した舗装仕上げとなるよう配慮する。 g 自動販売機などの屋外設置物は、視界や連続性を遮らない配置とし、周辺の景観に調和するよう配慮する。 h 持続性の高い素材を使用し、良好な質感を長期にわたり保つことができるように配慮する。
		出入口	i 自動車の出入口は、視認性のあるゆとり空間を確保し、歩行者の安全性に配慮した適切なデザインとする。 j 出入口を示す誘導サインなどは、その目的を果たす範囲内において連続性のある景観を遮らないよう配慮する。
	建築物・工作物のデザイン	かたち	a 建築物や工作物のかたちは統一感と変化のあるものとし、屋根やペントハウス部底などは良好な景観形成を図るよう配慮する。 b 建物低層部分（概ね1階から3階部分）の形態は、変化をつけることによって、画一的景観にならないよう配慮する。 c 1・2階の形態については、前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。 d Aエリアの公開デッキに面する部分は、賑わいを創出する機能を有するものとする
		外壁（外観）	e 外壁の材質は、将来にわたって良好な景観を維持するため、汚れが目立たず、色あせの少ない材料を使用する。 f 低層部（概ね1階から3階部分）の道路や通路に面する部分は、歩行者の安全・安心かつ快適な回遊によるにぎわいある景観創出に配慮したデザインとする。 g 中高層部（概ね4階以上の部分）は、まちなみに配慮し、景観に調和するデザインとする。 h 壁面の仕上げ・デザイン・形態による分節又は植栽などにより

建築物・工作物のデザイン	建築物・工作物のデザイン		変化をつけ、単調な表情が連続しないよう工夫する。
		設備・屋外階段・バルコニーなど	i 屋外階段、バルコニーなどは、建築物や工作物との調和を図り、緑化や色調を合わせるなど、一体的にデザインする。 j バルコニー内の物干し用の金物や洗濯物、エアコンの室外機などは外部から見えにくくなるように、手すりのデザインや置き方を工夫する。 k 建築設備類（高架水槽、空調機器など）は位置や囲いに配慮し、目立たないように工夫する。
		色彩	l 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしな い。 m 別表 1 の色彩基準を遵守するとともに、別表 2 の色彩基準に適 合するよう努める。
		デッキ	n デッキについては、「第 6 章 景観重要公共施設等の整備に関 する事項」の「整備の考え方」及び「整備内容及び良質な空間 の演出方法」に適合したものとする。
		照明	o 公共空間と民間の公益的空間を一体的にとらえ、暗がりの防止 など安全面への配慮と統一感のある演出などにより、魅力的な 夜間景観の創出を図る。 p 外部照明は指向性のある器具とするなど、グレア（光害）防止 に努める。
その他	案内誘導 サイン・ ストリートフ ァニチャー	a 利用目的別に統一感を持たせ、利用者の利便性を図るととも に、周辺環境との調和にも配慮し、周辺の景観やまちなみの雰 囲気を損なうことのないよう形や材料及び配置などに配慮す る。 b デザインは、まちなみや建築物、周辺環境とのバランスに配慮 する。	
開発行為		a 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じない よう配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化などを施し、擁 壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。	
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地 の形質の変更		a 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化などを施し、周 辺地域との調和に配慮する。 b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを行 う。	
木竹の植栽又は伐採		a 大規模な伐採を避け、適度に樹木などを残すように努め、周辺 地域との調和に配慮する。 b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを行 う。	
屋外における土石、廃棄 物、再生資源その他の物 件の堆積		a 道路などの公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう 配慮する。 b 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行 うよう配慮する。	

	c 道路などの公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周辺を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置などにより遮蔽する。
--	--

(別表 2)

<色彩基準>

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)	* J I S のマンセル表色系による
色彩	10R ~ 10Y (温かみのある R から Y の範囲)
明度	2.0 以上 (無彩色に関してはその限りでない)
彩度	4.0 以下

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

* 柱・梁・壁やコーナー部は色彩や色調に変化をつけるように努め、外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合 (サブカラーとは外壁基本色に対し補助色に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

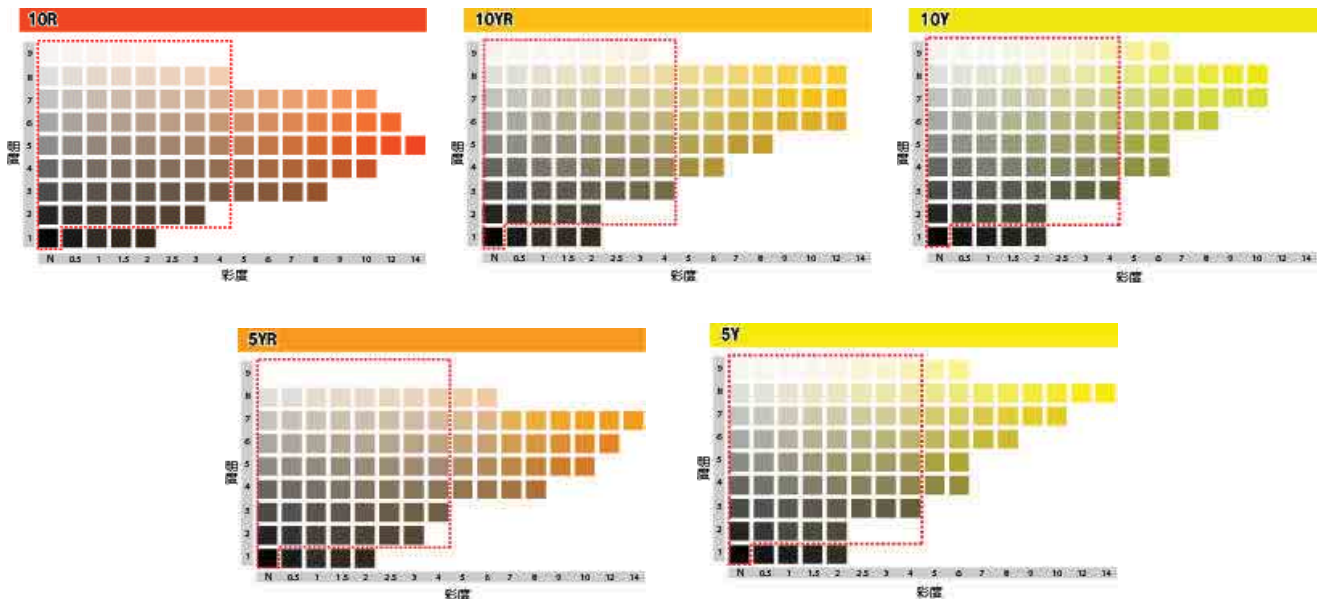
* 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとしてバランス良く効果的に使用する場合 (アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合などに用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。)

* 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラスなどで仕上げた場合

* 歴史的又は文化的な事由などにより、社会通念上認められている場合

(別表 2 参考図) 色彩基準

以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** が外壁基本色の色彩の範囲となります。ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。



第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

1 景観重要建造物

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・歴史的または建築的な価値をもつもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

2 景観重要樹木

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

1 市全域

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、高槻市屋外広告物条例に基づく適切な掲出を規制・誘導します。

2 景観重点地区

景観重点地区においては、高槻市屋外広告物条例に基づく適切な掲出を指導するとともに、各地区の景観形成の目標や方針に基づき、地区の特性や建築物と整合・調和のとれたものへ誘導します。

(1) JR 高槻駅北東地区

本地区内における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は次のとおりとします。

ア 基本方針

高槻市の玄関口にふさわしい、風格と賑わいのある良好な景観形成に資する、建築物やまちなみと調和のとれたデザインとします。

イ 配慮事項（全エリア）

- ・ 広告物は集約させ、まちなみに調和した位置・規模・素材・形状・色彩とし、質の高い景観形成に資するものとする。
- ・ 本地区に掲出する屋外広告物は、地区内施設の自家用広告のみとする。
- ・ 自ら発光する屋外広告物は、質の高い夜間景観形成に資するものとする。

ウ 配慮事項（Bエリア、Cエリア）

- ・ 窓面などの開口部には掲出しないものとする。
- ・ 屋上へ掲出するもの以外の屋外広告物は、地上から20m以下の位置への掲出とする。
- ・ 居住の用に供する建築物には掲出しないものとする。（商業・店舗部分を除く。）

第6章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号ロ関係)

1 景観重要公共施設等の基本的な考え方

多くの市民が日常生活で目にする道路や河川等の公共施設は、都市の骨格を形成するとともに、良好な景観を形成する上で重要な要素となっています。

この様なことから、良好な景観を形成する上で重要な道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等を、施設管理者などとの協議を経て景観重要公共施設等に位置付け、良好な景観形成に向けた整備に関する事項等を定めます。

2 景観重点地区

(1) JR高槻駅北東地区

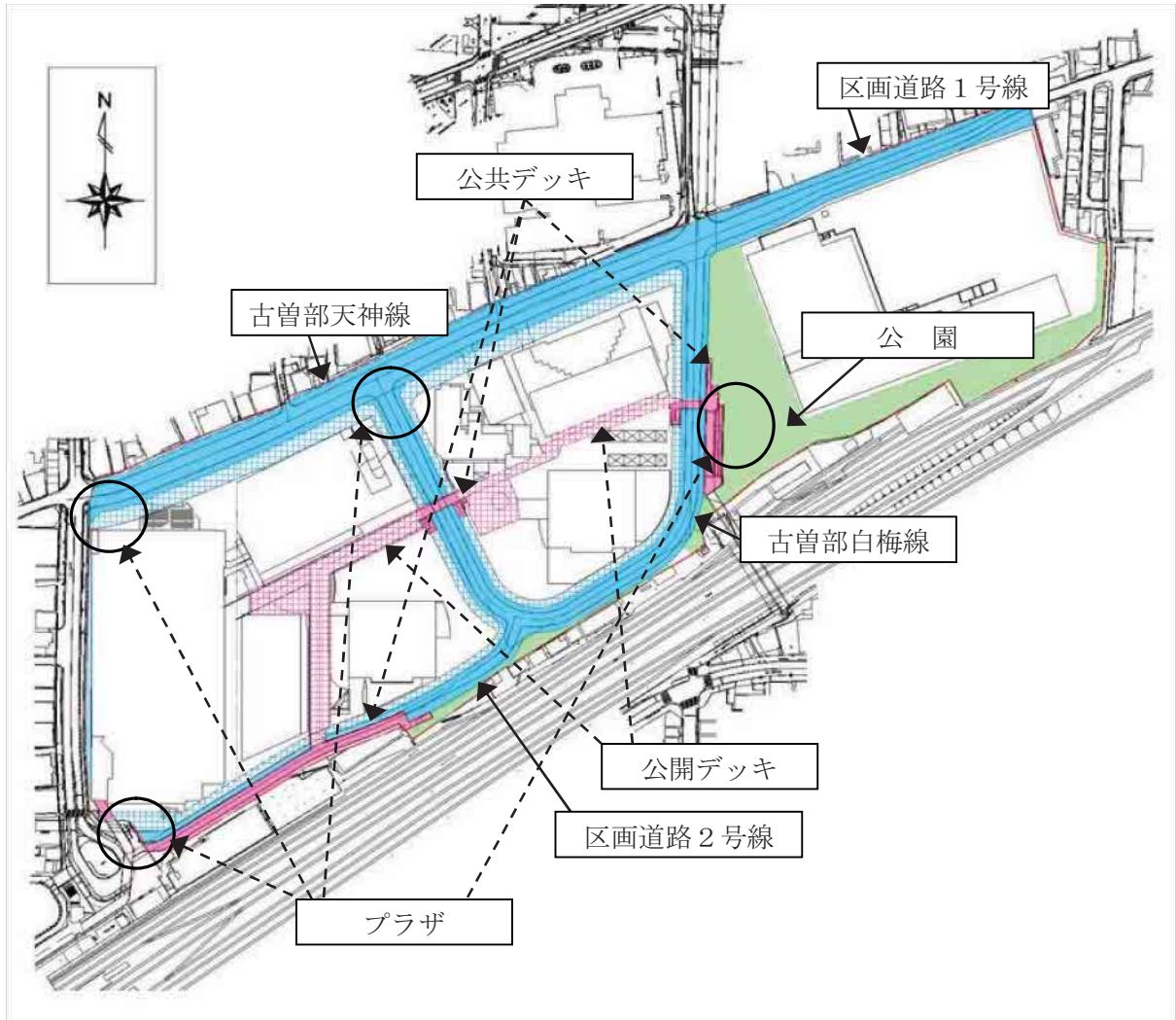
ア 景観重要公共施設等の整備に関する基本的な考え方

本地区における道路・公共デッキ・公園などの公共施設や、民間が有する公開デッキ・歩道状空地などの公益的施設は、本地区の良好な景観を形成する上で重要な要素となっていることから、これらの整備及び維持管理にあたっては、「整備内容及び良質な空間の演出方法」を遵守し、官民双方ともが将来にわたる高質な景観を維持していきます。

また、これらを通じて、地域の景観づくりの先導的な役割を官民がそろって果たすことで、地域住民の景観づくりへの意識の高まりを誘導していきます。

イ 景観重要公共施設等の位置付け

景観重要公共施設等の整備に関する基本的な考え方を踏まえ、下図のとおり景観重要公共施設等を位置付けます。



凡例

公共施設		公益的施設	
	歩道・車道		歩道状空地
	公共デッキ		公開デッキ
	公園		

図 景観重要公共施設等の位置付け

* 景観法に基づく景観重要公共施設は、歩道・車道と公共デッキとしている景観重要道路であり、その他については景観法には基づく景観重要公共施設には該当しないが、本地区の良好な景観を形成する上で重要であるため、「整備の考え方」と「整備内容及び良質な空間の演出方法」を規定し、高質な景観形成を図ります。

ウ 整備内容及び良質な空間の演出方法

(ア) 古曽部天神線及び区画道路1号線及び隣接する歩道状空地（いにしえ軸）

整備の考え方	整備内容及び良質な空間の演出方法
西国街道の歴史を受け継ぐ風格のある空間	<p>a 地区計画の規定により建築物を壁面後退することで、空間を確保し、景観に配慮した活用を図る。</p> <p>b 歩道と歩道状空地を一体的にデザインし、統一感のある平板ブロックを利用した透水性舗装、照明柱や横断防止柵により、高質な歩行者空間を創出する。</p> <p>c 電線類を地中化することで、広がりのある空間を創出する。</p>
生活にゆとりや落ち着きを与える空間	<p>d 街路樹などにより沿道緑化を図り、定期的な清掃・植栽を行うことで、快適な歩行空間を創出する。</p> <p>e 温かみのある照明（色温度 3,000 ケルビン程度）を、十分な照度を確保しながら、一定間隔で配置し、落ち着きのある夜間景観を創出する。</p>
地域の歴史を学べ、地域の交流・活力を生む空間	<p>f 古くよりこの地にある記念碑を適切に配置するなど、地域の歴史を学び愛着を高める空間を創出する。</p> <p>g 統一感のある照明柱とバナー広告により、風格と賑わいのある空間を創出する。</p>
安全な通行に加え、休憩や安らぎの場となる空間	<p>h 来街者に対する案内・誘導板の設置にあたっては、地区全体で統一感があり、視認性と周辺景観に配慮したデザイン・色彩とする。</p> <p>i 青色 LED などによる足下照明を設置することで、災害時の案内誘導を図りつつ、地域シンボルとなる夜間景観の創出を図る。</p> <p>j ベンチや植栽を適切に設置することなどにより、来街者が憩い、くつろげる景観を形成する。</p>

(イ) 区画道路2号線、古曽部白梅線及び隣接する歩道状空地及び公園の一部

（緑のふれあい軸）

整備の考え方	整備内容及び良質な空間の演出方法
四季折々の花木による華やかな空間づくり	<p>a 統一感と連続性を重要視した植栽とすることで、緑空間の創出と地域環境への配慮をする。</p> <p>b 四季折々の花木を植栽することで、季節感を感じさせる空間を演出する。</p>
防犯にも配慮された安心できる空間づくり	<p>c 見通しが良く、十分な明るさのある照明デザインとすることで、防犯にも配慮された、安全・安心かつ快適な歩行環境を創出する。</p>
ゆったりと散策できる空間づくり	<p>d 公園南部には自然素材による舗装と沿道植樹のある園路を設けることで、自然感あふれる散策ルートを創出する。</p> <p>e 地域が協働して竹を活用した垣根（高槻垣）を整備することで、地区南端での落ち着いた歩行環境を創出する。</p>

(ウ) 公共デッキ・公開デッキ（学びの軸・賑わい軸およびその前後のデッキを含む）

整備の考え方	整備内容及び良質な空間の演出方法
公園と一体となった歩行空間の確保	<p>a 歩道と公園を一体的にデザインし、連続性と広がりのある景観を形成する。</p> <p>b 公園横の公共デッキは、周辺への圧迫感を低減するため、ボリューム感の少ない構造、周囲と調和した色彩とする。</p>
周辺と調和したバリアフリーの空間づくり	<p>c 手すり、視覚障害者誘導用ブロックなどのバリアフリー関連の仕様の整合を図り、一体感のある景観を形成する。</p> <p>d 屋外のエレベーターについては、周辺と調和した色彩とする。</p>
安全、安心、快適な空間づくり	<p>e 統一感の感じられる素材・形状となる屋根を設けるなど、利用者の利便性の向上を図りつつ、デッキ全体として連続性と変化を適切に織り交ぜたデザインとする。</p> <p>f 統一感のある照明（色温度 3,000 ケルビン程度）を適切に設置し、夜間利用の安全面に配慮するとともに、賑わいとやすらぎのある夜間景観を創出する。</p>
回遊性の高い、地区の交流軸にふさわしい空間づくり	<p>g 各デッキの仕上げ（床タイルなどの素材・色彩・形状）は共通要素を活かした統一感と変化のあるデザインとする。</p> <p>h 分かりやすく、周辺景観に配慮した統一デザインによるサインを設置することで、歩行者の利便性向上に配慮する。</p>
賑わいのある空間づくり	<p>i Aエリア内のデッキ広場については、ステージやウッドデッキなどの施設の整備により、集い賑わいのある景観形成を図る。</p> <p>j Aエリア内のデッキは、夜間照明や植栽などにより賑わいのある景観を形成する。</p>
憩い、くつろげる空間づくり	<p>k Bエリア内のデッキ広場については、緑の創出や休息スペースの整備などにより、憩いくつろげる空間を創出する。</p>

(エ) 公園及びその周辺

整備の考え方	整備内容及び良質な空間の演出方法
誰もが安全、安心に憩える公園	a 誰もが親しみ憩えるように、多様な利用形態に対応できる開放的な広場を設ける。 b 公園と道路の接する部分は、無秩序な出入りを抑制しつつ、植栽等により適度な開放感を演出する。 c 利用者の目的に合わせて、舗装と柔らかい芝生面を使い分けることで、多様なニーズに応じた空間を創出する。 d 照明は、利用者の安全面への配慮をしつつ、良好な夜間景観の演出を図る。 e デッキ下に、トイレなどを適切なデザインとしつつ集約配置することで、広がりをつくろぎのある空間を創出する。
花木による季節感の演出	g ケヤキやソメイヨシノなどを適切に植栽することで、シンボル性のある市民に愛され親しまれる空間を創出する。 h 常緑樹と落葉樹を混在させるなど、多種多様な花木を植樹することで、季節感あふれる公園を演出する。
市民とともに作り育てていく公園	i 地域住民や関係者など、市民と協働で公園の良好な景観形成に努める。 j この地の由来などを記した銘版などを公園内に設置するなど、身近な歴史を学ぶことで地域への愛着を高める。

(オ) プラザ

整備の考え方	整備内容及び良質な空間の演出方法
統一感のある風景の構築	a 4つのプラザは、統一感のある素材を使用するなど、各施設はもとより、まち全体のエントランスとして相応しい高質な空間を創出する。
軸の交流点の形成	b 歩道と歩道状空地を一体的にデザインし、テーマ性のある植樹をするなど、ゆとりとうるおいのある軸の交流点を形成する。
高槻のまちの記憶	c 本市中心部には古代から中世にかけて、南北方向の条里制による土地区画が名残をとどめており、舗装パターンをこれにあわせることで、高槻のまちの成り立ちを感じることができるよう演出を行う。

第7章 その他良好な景観形成に関する事項

(景観法に基づかない事項)

1 景観重点地区

(1) J R高槻駅北東地区

本地区の景観を良好に維持していくためには、整備された施設を適切に維持管理することや、人々の活動により形成される景観を良好なものにしていくことも必要です。このようなことから、本地区においては、公共施設と公益的施設が良好に維持管理された景観づくり、放置自転車のない景観づくり、路上喫煙のない景観づくりに継続的に取り組みます。

ア 公共施設と公益的施設が良好に維持管理された景観づくり

本地区の基盤整備等による良好な景観を今後とも保つためには、公共空間と公益的空間を適切に維持管理することが必要となることから、本地区においては、景観重点地区としての位置づけを踏まえ、官民が公共施設と公益的施設の維持管理を一体的に行うことで、良好な景観を高いレベルで効率的に維持していくこととします。

イ 放置自転車のない景観づくり

本地区周辺は利便性等から自転車利用が多いものの、自転車が放置されるとまちの良好な景観を損なうばかりでなく歩行者の通行の妨げとなることから、本地区においては適切な駐輪施設を確保するとともに、公共空間と公益的空間を自転車等の放置禁止区域に位置づけし、その啓発と適切な対応を図ることで、放置自転車のない景観づくりを行います。

ウ 喫煙のない景観づくり

煙草のポイ捨てがまちの美観を損なうとの市民意識や、厚生労働省から平成22年2月に「多数のものが利用する公共的な空間については全面禁煙であるべきである」旨の通達がなされたことから、本地区においては、公共施設と公益的施設の管理者等が協働して、来街者等に禁煙による受動喫煙防止への協力をいただくための啓発を行うことで、公共空間と公益的空間において喫煙のない景観づくりを行います。

<高槻市景観計画の策定経過>

平成21年3月	景観計画策定
平成21年10月	景観計画施行
平成23年3月	J R高槻駅北東地区を景観重点地区指定(予定)、景観計画を改定(予定)
平成23年4月	改定した景観計画を施行(予定)